

第22期第20回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和5年1月23日（月）16時～
場所 唐津市水産会館 多目的ホール
（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議） P2 ～P8
- (2) 佐賀県に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議） P9 ～P13
- (3) 令和5年度福岡県小型いかつり漁業の佐賀県許可隻数について（協議） P14～P19
- (4) 第38回筑肥漁場協議会福岡佐賀いかかご漁業協定書の有効期間延長について（報告） P20 ～P24
- (5) たこつぼ漁業（延縄式たこつぼ漁業）許可方針[長崎県入漁許可]について（諮問） P25 ～P29
- (6) その他

覚 書 (案)

昭和46年4月27日締結した「唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業」の操業に関する確認書の取り扱いについて、~~令和4年~~^{令和5年}1月31日 ~~第22期第2回~~ ~~2月1日開催の第22期第1回~~筑肥連合海区漁業調整委員会において審議の結果、次のとおり決定したので、筑前・松浦海区漁業調整委員会会長は、ここに覚書を交換する。

記

- 1 昭和46年4月27日締結した確認書のうち第1の3の操業期間を福岡県糸島市地先海域（確認書では福岡県糸島郡地先海域）^{令和6年}においては9月1日から翌年2月10日までとし、有効期間を~~令和5年~~5月1日までの1ヶ年間、これを延長する。
- 2 上記の確認書の記の第1の1の操業区域中の二重岳は、現在の二丈岳のことである（平成9年3月5日開催の第16期第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認）。
- 3 この覚書は、玄海・松浦海の基本協定書の付帯協定として調印した場合は、1の期間中といえども効力を失うものとする。
- 4 上記事項を証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び筑前・松浦両海区漁業調整委員会並びに福岡・佐賀両県に各1通を保有するものとする。

令和5年1月31日
~~令和4年2月1日~~

筑前海区漁業調整委員会 会長 富 重 信 一

松浦海区漁業調整委員会 会長 川 寄 和 正

立会人

福岡県農林水産部水産局
漁業管理課 課長 上 妻 智 行
~~中 原 亨~~

佐賀県農林水産部水産課 課長 中 島 則 久

確 認 書

唐津湾における「かたくちいわしまき網漁業」の入会操業については、昭和44年5月2日第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において、有効期間を1か年とする確認書を取り交し、昭和45年における取り扱いについては、前年の内容どおりの確認書が取り交わされた。

更に、昭和46年における取り扱いについては、4月10日開催された第6回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認事項の一部変更について審議するとともに、業者会議を開催して検討したが、変更するに至らなかつたので、昭和46年のこの扱いは、有効期間を改める場合は、いずれも昭和45年の確認書の内容どおり決定し、確認書を作成する。

記

第1 佐賀県知事が許可した「かたくちいわしまき網漁業」が操業できる範囲は、次のとおりとする。

1 操業区域

福岡県※島郡二丈町、二重岳頂上から同町配崎東端見
通し線の延長線以西の海域

2 投網時間

前項の海域における投網時間は、日の出から日没まで

3 操業期間

福岡県糸島郡地先海域においては、福岡県側の「かた
くちいわしまき網漁業」の期間

4 禁止区域

福岡県糸島郡志摩町姫島、姫島の西側および南側距岸
800メートルの海域

第2 この確認事項の有効期間は、昭和46年5月2日から
昭和47年5月1日までとする。

第3 当連合委員会は、確認事項の有効期間満了の日以前に
会議を開き、その後の取り扱いを決めるものとする。

2 前項の会議で有効期間満了後の取り扱いを決定すること
ができなかつた場合は、福岡・佐賀両県知事および水産庁
福岡漁業調整課長にこの調整を一任するものとする。

第4 当連合委員会および福岡・佐賀両県は、両県漁業者お
よび漁業従事者がこの確認事項を信義にもとづき誠実に遵
守するよう指導するものとする。

この確認書は6通作成し、当連合委員会、筑前・松浦両海
区漁業調整委員会および立会人が各自1通を保有する。

昭和46年4月27日

筑肥連合海区漁業調整委員会
委員 録 田 鏡

Handwritten notes in the left margin, including several circular stamps and illegible text.

〃	浦	丸	正
〃	宗		国太
〃	中	島	甚右
〃	久	保山	勝太
〃	宮	崎	浦四
〃	野	崎	吉三
〃	宮	崎	義
〃	今	林	久
〃	高	崎	東
〃	井	上	惣
〃	来	村	英



立 会 人

福岡県商工水産部水産課長

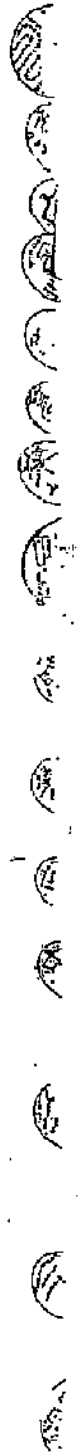
矢 野 政

佐賀県経済部水産課長

牛 島

水産庁福岡漁業調整事務所長

山 田 隆



覚 書（案）

佐賀県海域に入漁する福岡県一そうごち網及び二そうごち網漁業については、昭和27年7月2日締結の玄海、松浦海漁業調整協定並びに同附帯協定によって操業されていたが、この原則に副わない点があり、しばしば佐賀県船との間に競合があった。

そのため昭和34年9月4日筑肥連合海区漁業調整委員会において別個にごち網漁業に関し1か年の協定をなし入漁の調整をはかってきた。

しかしその後、昭和39年から~~令和3年~~^{令和4年}までの間一部改正しながら1年の暫定として覚書を取り交わしてきた。

更にこれが改正のため~~令和4年2月1日~~^{令和5年1月31日}開催の~~第2-2期第1回~~^{第2-2期第2回}筑肥連合海区漁業調整委員会において審議の結果、第3条の~~令和3年を令和4年に~~^{令和4年 令和5年}、附帯事項のうち1の~~令和3年を令和4年に~~^{令和4年 令和5年}改めたほかは、いずれも~~令和3年1月26日~~^{令和4年2月1日}調印の覚書及び附帯事項のとおり、更に暫定として1か年間これを延長することに決定したので、この覚書を取り交わすものとする。

記

第1条 福岡県知事の許可する一そうごち網及び二そうごち網漁業（漁船の推進機関の馬力数は平成14年4月1日施行の漁船法施行規則に基づく80キロワット以内または施行前の規則に基づく25馬力以内とする。但し、平成14年のこの覚書の締結の際に、現に福岡県知事のごち網漁業の許可を受けていた者が、当該許可にかかわる漁船を使用し、同締結の際に当該漁船に搭載していた推進機関と同じものを搭載してごち網漁業を営む場合に限り、昭和57年7月18日施行の同規則に基づく馬力算定法による50馬力以内とする。）で、佐賀県知事の管轄する海域において操業できる区域は次の範囲とする。

- (1) 一そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端見通し線以東の佐賀県海域。ただし、佐賀県の共同漁業権漁場を除く。
- (2) 二そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端を見通したその延長線と、二神島北端から加唐島北端を見通した延長線との2延長線によって囲まれた以東北の佐賀県海域。ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から

1, 450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

(3) 禁止期間は1月1日から3月15日まで。

第2条 福岡県二そうごち網漁業（馬力は第1条と同じとする。）のうち1統に限り次の条件により次の区域（特別入漁区域）内において操業することができる。

1 特別入漁区域

次のイ、ロ、ハの3直線によって囲まれた佐賀県海域。

ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から1, 450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

イ 加部島東端から加唐島東北端見通し線の延長線

ロ 加唐島北端から長崎県二神島北端見通し線

ハ 唐津市肥前町京泊宮崎鼻東端から馬渡島東端見通し線の延長線

2 入漁条件

イ 入漁の期間

特別入漁区域への入漁期間は、9月21日から10月30日までの40日間とする。

ロ 操業方法

網は引き寄せるものとし、こぎ網してはならない。

ハ 漁業許可証及び入漁標識旗

特別入漁区域へ入漁する者は佐賀県知事の漁業許可を受け、かつ漁業許可証及び入漁標識旗の交付を受けなければならない。

3 入漁船の義務

イ 特別入漁区域へ入漁する者は、佐賀県知事から交付された漁業許可証及び入漁標識旗を同時に携行し、かつ標識旗はブリッジの左舷側の上部1メートルの位置に確実に掲揚しなければならない。

ロ 入漁船は佐賀県漁船の操業中その妨害となる範囲内において操業してはならない。

第3条 この覚書の有効期間は~~令和4年~~令和5年4月1日から1か年とする。

ただし、松浦、筑前海区漁業調整委員会の合意により延長することができる。

この協定が成立したことを証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び松浦、筑前海区漁業調整委員会並びに佐賀県、福岡両県に各1通保管する。

令和5年1月31日

~~令和4年2月1日~~

筑肥連合海区漁業調整委員会委員

富 重 信 一
上 田 直 子
太 田 耕 平
井 上 博
板 谷 正 信
坂 本 政 彦
川 寄 和 正
池 田 宏 子
坂 本 安 則
梅 崎 博 昭
荒 卷 信 弘

坂 口 正 人

立 会 人

福岡県側

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

上 妻 智 行
~~中 原 亨~~

佐賀県側

佐賀県農林水産部水産課長

中 島 則 久

附 帯 事 項

令和5年1月31日

~~令和4年2月1日~~に調印した福岡県ごち網漁業の佐賀県海域入漁に対する附帯事項として次のことを定める。

- 1 覚書第1条に規定する入漁区域の線は、~~令和4年~~令和5年9月16日から~~令和4年~~令和5年11月15日まで暫定措置として土器崎から小川島西端見通し線の延長とする。
- 2 この協定に違反した入漁者に対しては、次のとおり処分するものとする。
 - イ 協定区域外の佐賀県海域に侵入した者は、その日から特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ロ 同一漁業組合の者が3件以上区域外侵入した時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ハ 佐賀県漁船の漁業を妨害（佐賀県ごち網、釣、延縄漁業等を包囲したり、漁具に被害を与えたりする等）した者は、その日以降その者の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ニ 同一漁業組合の者が3件以上佐賀県漁業の妨害をした時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
- 3 漁業許可証
覚書第2条3のイ及び附帯事項2のロ及びニに該当する義務の怠慢または違反があった時は、その者の所属する組合に割り当てられた全部の漁業許可証及び入漁標識旗をともに没収するものとする。

小型いかつり漁業許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり、区域ごとに許可する船舶等の上限を設ける。漁業許可は、下表に掲げる住所を有する者に対してのみ行うこととする。

区域名		許可する船舶等の数の上限	住所要件
県内		141	筑前海沿岸市町
県外	長崎県	当該年から起算して過去5年間の平均許可隻数の範囲内とする。	長崎県内
	佐賀県	筑肥連合海区漁業調整委員会の審議結果の範囲内とする。	佐賀県内

※許可する船舶等の数の上限を超えた申請があった場合は、小型いかつり漁業に係る許可の基準（別紙）に基づき許可するものとする。

(2) 船舶の総トン数

5トン以上20トン未満とする。

(3) 操業区域

筑前海区海面

(4) 漁業時期

4月1日から翌年3月31日まで

2 許可の有効期間

県内許可については、5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

県外許可については、1年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

(1) 次のアからカに掲げる海域においては操業してはならない。

ア 次の（ア）から（エ）までを順次に結んだ直線より南側の区域。

（ア）古賀市大字久保字花見の中川尻に設置した標識（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の陸側の境界の基点）

（イ）アから真方位287度10分、3,120メートルの点（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の沖側の境界の基点）

（ウ）イから栗ノ上礁灯標を見通す線の延長線と、筑前大島灯台（宗像市）から真方位318度、2,000メートルの点と臼島灯標（佐賀県唐津市）を

結ぶ線との交点

(エ) 臼島灯標

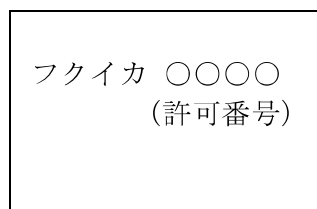
- イ 筑共第7号共同漁業権漁場内（小呂島周辺）
- ウ 筑共第10号共同漁業権漁場内（相島周辺）
- エ 筑共第11号共同漁業権漁場内（栗ノ上礁周辺）
- オ 筑共第2号共同漁業権漁場内（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち、福岡県筑前海区釣漁業協議会（以下「釣協」という。）に所属しない漁業者のみ適用）
- カ 福岡県宗像市大島字沖島小屋島山頂より半径7,500m以内の海域。
（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ適用）

(2) 電気設備の制限

- ア 集魚灯に使用できる電球の総設備容量は、45キロワット以内でなければならない。さらに、装着できる放電灯は、3キロワット以内のものが15灯以内でなければならない。
- イ 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15個以内で、かつ、装備できるハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内でなければならない（放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計21個以内）。

(3) 許可番号の表示

操業中は、下記様式による許可番号を操舵室の両側に表示しなければならない。



地の色：黄色
文字及び数字：黒色

各文字及び数字の大きさは、縦8センチメートル以上とする。
なお、その太さは2センチメートル以上とする。

4 陸揚港の選定

県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者は、県内漁港のうち2港（主港・従港）を陸揚港として選定し、緊急時を除き原則として選定した陸揚港で陸揚げするものとする。なお、選定に当たっては、釣協の承認を得るものとする。

5 申請書の添付書類等

- (1) 許可申請一覧表
- (2) 操業計画書（別紙様式1）
- (3) 漁船原簿謄本（県外漁業者のみ）
- (4) 誓約書（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）（別紙様式2）
- (5) 設備状況調査表（別紙様式3）

- (6) ソケット設備確認証明書（別紙様式4）
- (7) 陸揚港承認証の写し（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）
- (8) ソケット設備状況を確認できる写真（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）

6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和3年12月14日から施行する。

（許可する船舶等の数の上限の見直し（県内、長崎県）、漁業調整規則第11条第5項に基づく許可の基準の策定）

【別紙】

小型いかつり漁業に係る許可の基準

福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）第11条第5項に基づき、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数の上限を超えた申請があった場合の小型いかつり漁業の許可の基準を次のように定める。

第1 通則

本基準の規定において「許可」とは、漁業法第57条又は規則第4条に基づく漁業許可、「起業の認可」とは、規則第6条に基づく起業の認可をいう（以下、これらを「許可等」という。）。

第2 許可の基準

許可等の申請により、公示した許可等をすべき船舶等の数の上限を超えた申請についての優先順位は第3に示す優先順位とし、優先順位が高い者から優先して許可等を行うものとする。

なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した許可等をすべき船舶等の数を超える場合は、規則第11条第6項の規定に基づき同一の優先順位を有する者で別に定める方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

第3 優先順位

許可等の申請により、公示した許可等をすべき船舶等の数を超える場合の許可等をする者の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 県内許可

下記の1から3を考慮し、別表に示す優先順位が高い者から優先して許可等をするものとする。

- 1 所属する漁業協同組合の推薦を得られる者
- 2 過去5年において漁業関係法令による処分を受けていない者
- 3 過去5年において小型いかつり漁業（福岡県知事許可）の経営又は従事の経験がある者

なお、2、3については申請に関する公示にて定められた申請期間の末日を起算日とする。

(2) 県外許可

申請のうち、小型いかつり漁業（福岡県知事許可）の許可を受けている者が許可の有効期間の満了日の到来のため改めてした申請（当該許可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であって、5トン以上20トン未満のものについてした申請に限る。）は、他の申請者に優先して許可等をするものとする。

その他の申請者についての優先順位は、県内許可に準じるものとする。

別表（第3関係）

優先順位	1 所属する漁業協同組合の推薦を得られる者	2 過去5年において漁業関係法令による処分を受けていない者	3 過去5年において小型いかつり漁業（福岡県知事許可）の経営又は従事の経験がある者
1	○	○	○
2	○	○	×
3	○	×	○
4	×	○	○
5	○	×	×
6	×	○	×
7	×	×	○
8	×	×	×

福岡県に入漁する佐賀県いかつり漁船(5トン以上)の操業について

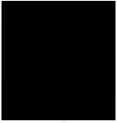
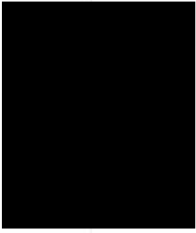
福岡県海域に入漁する佐賀県小型いかつり漁業(5トン以上)の許可枠数等の推移

年度	入漁許可枠	入漁希望隻数	入漁許可数
H18	60	25	25
H19	50	24	24
H20	50	16	16
H21	40	15	15
H22	40	15	15
H23	40	15	15
H24	30	14	13
H25	30	13	13
H26	30	13	13
H27	30	13	13
H28	30	13	13
H29	30	13	13
H30	30	13	13
H31	30	13	13
R2	20	12	11
R3	20	11	10
R4	20	11	11
R5		9	

近県におけるいかつり漁業(5トン以上)の許可状況

組合名	福岡県		長崎県	山口県
	R5年度希望	R4年度許可		
呼子町	0	0	3	2
小川島	4	5	4	1
鎮西町	5	6	9	4
外津	0	0	1	0
合計	9	11	17	7

(令和5年1月23日現在)



福岡佐賀いかかご漁業協定書



令和4年1月13日



協 定 書

令和4年1月13日 福岡県糸島市志摩岐志778-5「糸島漁業協同組合」において開催された第38回筑肥漁場協議会で、福岡・佐賀両県漁民のいかかご漁業の操業について協議し、漁業秩序の維持と円満な操業を図るため下記のとおり協定する。

記

1 操業区域

いかかご漁業の操業については、従来の操業実績を勘案の上、佐賀県漁民の操業する区域を包石・名島本島見通し線に接するA区域及びB区域とする。

A区域（点ア・イ・ウを順次に結ぶ三角区域）

点ア 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

点イ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線の延長線との交点

点ウ 包石・名島本島を結んだ線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線との交点

B区域（点㊦・㊧・㊨を順次に結ぶ三角区域）

点㊦ 包石・名島本島を結んだ線（A）、唐津市鎮西町松島北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ線の延長線（B）、及び糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端（※注1）と糸島市志摩野北碓石崎のタカリ（※注2）を結んだ線の延長線（C）の3線（A. B. C）の交点

点㊧ シイネ西端

点㊨ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

2 操業期間

福岡県 2月10日から4月30日まで

佐賀県 2月1日から4月30日まで

なお、いかかごの標識（ウケ）に船名を明記し、操業上相互に支障のないように努めるものとする。ただし、2月5日までに漁具を完全に撤去することを条件として、1で定めた区域より若干東側の区域における操業を認めるものとする。

3 有効期間

この協定書の有効期間は令和4年2月1日から1年とし、翌年の漁場行使については漁期前に協議の上決定する。ただし、この協定書の有効期間の満了日の2ヶ月前までに、関係者から改廃の申し出がない場合は、更に1年間に限り延長するものとする。

この協定書は2通作成の上、それぞれ保管するものとする。

令和4年1月13日

筑肥漁場協議会

福岡県代表

筑前海区漁業調整委員会

委

坂本政彦

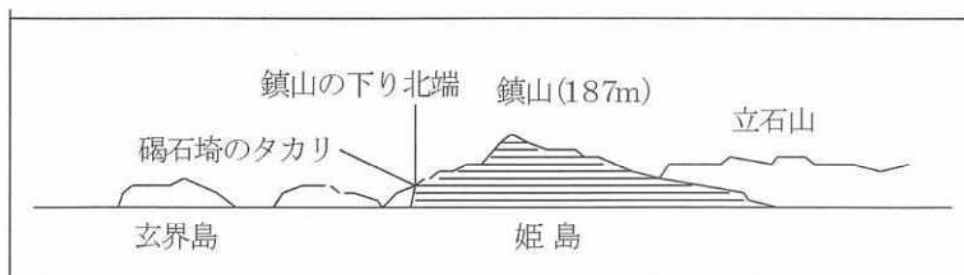
佐賀県代表

松浦海区漁業調整委員会

委

坂本安則

※注1 「糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端」から糸島市志摩姫島をながめ、下図に示す点をいう。



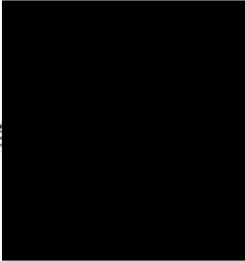
※注2 「糸島市志摩野北碓石崎のタカリ」とは、糸島市志摩野北彦山（232メートル）から北西方向距離約600メートルの高頂をいう。



水産第 3964 号
令和5年(2023年)1月12日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



延縄式たこつぼ漁業許可方針[長崎県入漁許可]について(諮問)

令和5年3月31日をもって許可期間が満了する佐賀県海域に入漁する長崎県たこつぼ漁業の許可更新に当たり、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項の規定により、貴会の意見を求めます。

については、令和5年2月3日(金)までに答申してください。

(担当 水産課漁業調整担当 川崎)

延縄式たこつぼ漁業許可方針〔長崎県入漁許可〕許可方針

第1 制限措置

- 1 漁業種類
たこつぼ漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
23隻
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線以西の佐賀県海域。
ア 佐賀県唐津市肥前町星賀鼻西端
イ 佐賀県唐津市肥前町星賀鼻西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点
ウ 佐賀県唐津市肥前町大崎北端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点
エ 長崎県壱岐市石田町筒城崎東端
- 6 漁業時期
4月1日から8月31日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - (1) 長崎県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - (2) 長崎県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - (4) 適切な資源管理を实践できる者
 - (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間は、令和5年2月1日から令和5年3月1日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、23件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和5年3月1日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が23件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が23件に到達した日以降から令和9年7月11日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

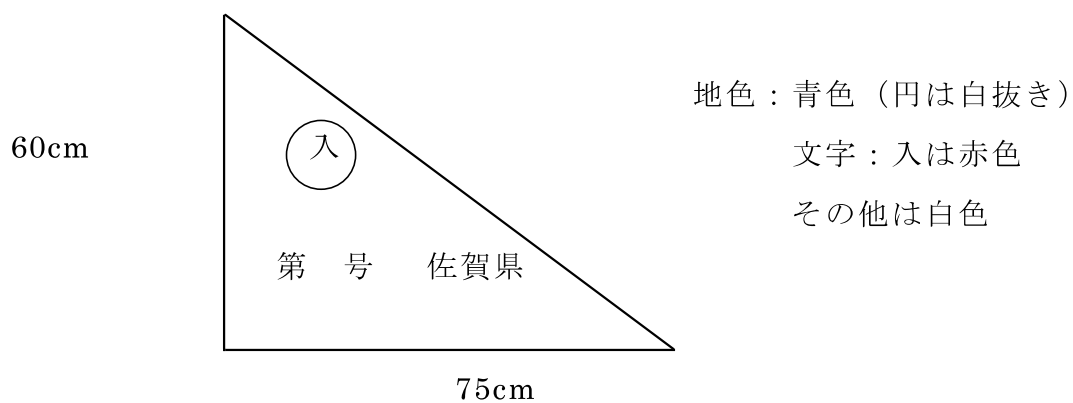
- (1) 前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 申請に係る漁業と同一の長崎県の漁業許可を有している者
- (3) 申請に係る漁業以外の長崎県の漁業許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- (1) 共同漁業権漁場で操業してはならない。
- (2) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と、佐賀県唐津市肥前町大崎北端と佐賀県唐津市鎮西町馬渡島東端を結んだ直線を点エから壱岐島方向に延長した直線とによって囲まれた佐賀県海域（以下「特別区域」という。）で操業する場合は、次に定める標旗を船舷上1メートル以上の高さに掲げなければならない。

ア 長崎県壱岐市石田町筒城崎東端

- イ 佐賀県唐津市肥前町大崎北端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点
- ウ 佐賀県唐津市肥前町大崎北端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県平戸市大島村的山大島長崎鼻北端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点
- エ 佐賀県唐津市肥前町大崎北端と佐賀県唐津市鎮西町馬渡島東端を結んだ直線の延長線と、長崎県平戸市大島村的山大島長崎鼻北端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点



- (3) 一般操業区域における1日の操業隻数は、18隻以内とし、特別区域においては、5隻以内とする。
- (4) 使用する幹縄は、長さ4,000メートル以内のもの1条とし、つぼ数は400個以内とする。
- (5) 特別区域で操業する場合は、幹縄の両端に水面上1メートル以上の高さの標識をつけ、当該標識に住所、氏名及び許可番号を記載しなければならない。

